

平成19年度日本・カナダ女性研究者交流事業実施要綱

平成19年9月26日
日本学術会議第42回幹事会決定

1. 目的

本事業は、日本・カナダ両国の優れた若手の女性研究者の相互訪問を通じて、幅広く科学技術・学術分野における女性の活躍を促進することを目的とする。

2. 事業の内容

- (1) 当該女性研究者は相手国の大学や研究機関等を訪問し、専門分野における最近の研究動向等について情報交換する。
- (2) 初等中等教育段階の学校（小学校、中学校、高校）を訪問し、自らの研究活動や研究者としての経験について紹介しつつ、生徒との交流を行う。
- (3) 帰国後報告会を設け、両国の研究環境や教育環境の違い、双方の優れた点や検討すべき点等について、直に触れることにより得た知見を報告する。

3. 実施計画

19年度は、カナダ側からの派遣の受け入れ及び日本からカナダへの女性研究者の派遣を行う。滞在期間はいずれも1週間から10日間程度とする。

カナダ側から派遣受け入れ（1名） 19年12月～20年3月頃

日本からカナダへの派遣（2名） 19年12月～20年3月頃

人数及び時期はいずれも予定

4. 実施体制

(1) 実施体制

日本とカナダが共同で実施。

日本側：日本学術会議、文部科学省

カナダ側：在日カナダ大使館、カナダ王立協会、カナダ保健研究機構、カナダ自然科学・工学研究審議会

(2) 事務分担

カナダ側からの派遣者	： 旅費	カナダ側が負担
	滞在費	文部科学省が負担
	受入事務	日本学術会議
日本からカナダへの派遣	： 旅費	文部科学省が負担
	滞在費	カナダ側が負担
	受入事務	カナダ王立協会

5. 派遣者の選定

ホームページ上で公募を行う。国際委員会日本・カナダ女性研究者交流分科会による審査の上、2名の派遣者を選定。（募集要項等の詳細については、関係機関と協議の上、別途定める）

6. その他

日本学術会議における本事業の庶務は、日本学術会議事務局各課・参事官の協力を得て、参事官（国際業務担当）において処理する。